## 井原市議会基本条例検証結果(令和2年)

## 1. 令和2年の新たな取り組み事項(※改正したもの)

取組事項	1. 市民の声を聴く会の実施
関連条項等	基本条例第7条ほか
取組内容	・R2.10 議会報告会と市民の様々な声を聴くことができる場としての、「市民の声を聴く会」を実施し、今回は10年の節目の年にあたり、これまでのワークショップ方式ではなく、自由な意見交換方式で実施した。 (例年準備しているテーマは用意しない) ※実施実績 ・実施予定13か所 ・実施か所 4か所(新型コロナウイルス感染症の影響による減) ・全体参加者109人【1会場当たり27人】 (昨年度370人) ・今回の市民の声を聴く会が良かったと回答した率59.1% (昨年度51.6%) ・次回の市民の声を聴く会に来たいと回答した率53.7% (昨年度40.7%) ・フリートーク(意見交換)について良かったと回答した率62.4% (昨年度57.8%)
外部評価結果	<ul> <li>毎年、課題を指摘してきた「市民の声を聴く会」は、地区ごとにテーマを選択するなど、あり方が見直され、一定の改善が図られた。しかしながら、本年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、規模を大幅に縮小して実施せざるを得なかった。そのような中でも、実施した点は評価できるが、感染防止策については、再検討する余地があると考えられる。</li> <li>「市民の声を聴く会」では、特定の参加者の意見を述べることが多いので、そうではない参加者が意見を述べやすい環境を検討したらどうか。</li> <li>「市民の声を聴く会」の参加者は、特定の層が多いので、参加者の多様性を確保することが求められる。特に、女性や若年層世代である。この方式で改善を図ることが困難であれば、特定層との意見交換の場を設定することが必要である。</li> </ul>
検証結果	・外部評価結果のとおり
今後の課題	・各種団体との意見交換の場を設定するなど、今後、広聴広報委員会で検討する。

取組事項	2. 議会だより編集方針の確認、読みやすい広報紙づくりの検討
関連条項等	基本条例第7条ほか
取組内容	・R元.11 R元.5の広聴広報委員改選後、議会だよりを編集する各委員の目あわせ、 読みやすい広報紙作成のための基礎学習を広聴広報委員会で実施 ・R2.1 委員会報告について、縦に区割りする構成に変更 ・R2.8 これまで事務局がレイアウトや構成を検討していたが、事前に担当委員を決め、事務局と調整し素案を作成することに決定
	・R2.10 議会だよりについてのアンケート調査の実施
外部評価結果	<ul> <li>「いばら市議会だより」は、市民に対する情報ツールの中で、どのように位置づけられるのかを整理しておく必要がある。そのためには、広報戦略の策定が必要である。</li> <li>・これまでに指摘した事項が反映され、以前の議会広報紙と比較すれば、写真や図が増え、「読みやすさ」「親しみやすさ」「わかりやすさ」の点で改善が図られた。次の課題は、「議会がしたこと」ではなく、「議会がしたことがどのように住民福祉の向上につながったか」を示す工夫である。また、市民が求める情報は何かを分析し、その結果を反映する必要がある。</li> </ul>
検証結果	・外部評価結果のとおりであるが、改善も見られた。
今後の課題	・今後、広聴広報委員会で検討する。

取組事項	3. 市民アンケートの実施
関連条項等	基本条例第18条ほか
取組內容	<ul> <li>○建設水道委員会</li> <li>・R1. 6 デニム製造工場の視察</li> <li>・R1. 10 新潟県糸魚川市、富山県魚津市への行政視察</li> <li>・R1. 12 地産地消、地元消費についての市民アンケートの実施</li> <li>・R2. 2 地域の特産品に関するアンケートの実施</li> <li>・R2. 2 理念条例制定に向けて取り組むことに決定</li> <li>・R2. 4 飲食業事業者との意見交換の実施</li> <li>・R2. 6 デニム審査会委員との意見交換の実施</li> <li>・R2. 7 デニム条例に決定</li> <li>・R2. 8 執行部への聞き取り調査及びデニムに関係する団体との意見交換</li> <li>・R2. 9〜地場産業の振興に係る本市の取り組みについて、調査報告書及び条例の素案について協議</li> <li>・R2. 12 全員協議会で説明し了承された。         <ul> <li>1 2月21日からパブリックコメントを実施し、2月定例会に上程予定。</li> </ul> </li> <li>○議会改革特別委員会</li> <li>・R2. 6 議会改革に関する市民アンケート調査について</li> </ul>
外部評価結果	・議員定数や報酬に関するアンケート、地域の特産品に関するアンケートを実施 し、状況の改善がなされた。次の任期の4年間で、どのように活用すべきか、 回答数を増やすためにはどうしたらよいのかを検討する必要がある。
検証結果	・アンケート調査を実施することができた。
今後の課題	・市民アンケート実施活用の仕組みづくりについて検討をしていく。

取組事項	4. 政務活動費の活用
関連条項等	基本条例第5条ほか
取組内容	・H31.4 平成31年4月分から当該年度契約分のみ計上することに運用変更 (昨年度までは、年度をまたぐ年間契約等も対象としていた) ・R2.5 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた議会対応として、今年度の下期下 半期の活動費(18万円)は交付を受けないことに決定 ・R2.10 支給額を含めた政務活動費全体の額は現行どおりとする。(月額3万円) 運用については、引き続き議会改革特別委員会で検討する。 ・R2.11 議会改革特別委員会で、交通費及び宿泊料、ETCの取り扱い、電話通信料の 運用について変更した。
外部評価結果	・新型コロナウイルス問題への対応として、令和2年度下半期の政務活動費を返上した。返上分を新型コロナウイルス対策費の財源に充てるということは、今年度限りとし、そのような状況でも、有効活用できる方策を検討すべきである。
検証結果	・外部評価結果のとおり
今後の課題	・政務活動費を積極的に議会活動に活かしていく。

取組事項	5. 市民からの「議会への提案」
関連条項等	基本条例第18条ほか
取組内容	※匿名メールによる議会への提案の取り扱いについて ・R2.12.7 全員協議会において、メールアドレスのみ把握できる議会への提案については、一度氏名、住所の確認のメールを送信し、氏名等の返信があったものについて提案の回答を行うよう変更した。 ※R2.1.1~R2.12.31の提案状況投書数(提案箱に投函またはホームページから送信された件数)22件(前年32件)回答数(提案を受理し、全員協議会で提案者に回答することが決定した件数・・・住所、氏名の記載がある提案)9件(前年9件) ・R2.8.19 提案箱のあり方について協議し、地元の意見を踏まえ現状の設置個所そのままとすることに決定。
外部評価結果	・「議会への提案」は、あまりに件数が少ないので、件数を増やすための有効な 方法を検討する必要がある。
検証結果	・外部評価結果のとおり
今後の課題	・今後、広聴広報委員会で、より有効な方法について検討する。

## 2. 令和2年の取り組み状況(※改正を行っていないもの)

取組事項	1. 所管事務調査の実施
関連条項等	基本条例第3条、第14条ほか
取組內容	(令和2年の所管事務調査実施内容) ・総務文教委員会 4件 2月・なし 6月・学校教育現場における新型コロナウイルス感染症予防の現状と今後の対応について ・避難所における新型コロナウイルス等感染症対策について 9月・公共交通の充実について 12月・野上小学校・幼稚園における特別学区制度の利用状況について ・市民福祉委員会 5件 2月・新型コロナウイルス等感染症対策について 6月・新型コロナウイルス感染症による井原市への影響について ・新型コロナウイルス感染症に対する対応について 12月・新型コロナウイルス感染症に対する対応について 12月・新型コロナウイルス感染症に対する対応について ・建設水道委員会11件 2月・新型コロナウイルス感染症に対する対応について ・理成30年度の災害復旧状況について 6月・令和元年度公共事業等事業計画について ・平成30年度の災害復旧状況について ・平成30年度の災害復旧状況について ・帝和2年度の災害復旧状況について ・新型コロナウイルス感染拡大による事業所等への影響について ・平成30年度の災害復旧状況について ・地場産業の振興に係る本市の取り組みについて ・地場産業の振興に係る本市の取り組みについて ・地場産業の振興に係る本市の取り組みについて ・地場産業の振興に係る本市の取り組みについて ・地場産業の振興に係る本市の取り組みについて
	・地場産業の振興に係る本市の取り組みについて ・毎年、指摘し続けてきた政策型議員提案条例の課題は、制定への見込が立った。
外部評価結果	全国的に、政策型議員提案条例の制定が低調な中、この取り組みに対する姿勢は高く評価できる。 ・平成30年にとりまとめた「赤ちゃんの駅事業及び移動式赤ちゃんの駅事業」の政策提言書、平成31年にとりまとめた「教育環境のあり方について」「新規就農による移住・定住施策について」の政策提言書以降、政策提言書がとりまとめられていないので、年に1本を目標に取り組むべきである。 ・前年度も指摘した事項であるが、所管事務調査を経てとりまとめた政策提言書のその後について、どのようにフォローするのかを検討すべきである。提言書で提示された内容がどの程度、進捗しているのかを委員会でチェックしていく

	ことであり、議決権や質問等を通じて、執行部にその実現を迫ることが求められる。 ・政策型議員提案条例の制定の見込みが立ったが、条例が機能するかどうかは、市民や関係者がいかに関心を持つかにかかってくる。本評価の対象外であるが、パブリックコメントの件数が低調であったことからすれば、見直しが必要である。
検証結果	・政策提言や条例制定に向けて取り組んでいる。
今後の課題	・今後も、引き続き継続して取り組んでいく。

取組事項	2. 傍聴の機会拡大(休日・夜間議会)
関連条項等	基本条例第7条ほか
取組内容	・H23. 2.28 井原市議会傍聴規則の一部改正 井原市議会委員会傍聴規則を制定 ・H23. 4. 1 施行 ・傍聴手続きの簡素化(傍聴人名簿への住所、氏名の記入を廃止し、議会事務 局において傍聴券の交付のみとした) ・H29. 7. 7 施行 ・傍聴者の事故等への対応のため、傍聴人名簿に住所、氏名、任意で電話番号 を記入してもらう ・R2. 5. 1 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた議会の対応で、傍聴者の定員の 制限や傍聴者への検温や消毒の実施
外部評価結果	・これまでに何回も指摘してきたが、意味のない規定があれば削除すべきである。
検証結果	・外部評価結果を踏まえて、議会改革特別委員会で協議している。
今後の課題	・なし

取組事項	3. 市議会ホームページでの情報公開
関連条項等	基本条例第5条、第7条、第18条
取組内容	・H14~ ホームページに、議員紹介、委員会構成、議会基本条例への取り組み、政治倫理条例について、本会議会議結果、本会議・常任委員会会議録、議会への提案について、市民の声を聴く会結果のまとめ、市議会だより、議長交際費、議員政務調査活動報告、委員会行政視察報告、政務活動費収支報告(領収書含む)、政策提言、請願・陳情・傍聴の案内を順次掲載。 ・H29.1 閲覧しやすくなるよう、ホームページを更新・できるだけ少ないクリックで閲覧できるように配慮・ホームページサイトマップを作成・トップページにすべての情報がわかりやすく掲載できるよう配慮・H30.6、H31.3 政策提言したものをホームページに公開・R2.10~ 広聴広報委員会で、議会ホームページの改善について検討
外部評価結果	<ul> <li>・HPへのアクセス数は、前年度と比較すると、ほぼ変化していない。HPを情報発信の有効な手段と位置づけるのであれば、アクセス数を増やすための方策を検討すべきである。</li> <li>・HP上にある情報の整理は、HPを一新した後も継続されており評価できる。今後の課題は、掲載する情報を増やすことではなく、市民が求める情報は何かを分析し、その情報へのアクセスを整理するという点である。</li> <li>・HPでの更新が困難であれば、SNSの活用も一つの手段である。</li> <li>・政務活動費は、HPで収支報告書及び領収書を公開しているが、公開は一般的なことになりつつあるので、もう一工夫が必要である。ここ2年の間、指摘しているが使用ルールを定めたマニュアルを公開する必要がある。</li> </ul>
検証結果	・外部評価結果のとおり
今後の課題	・今後も継続して取り組んでいく。

取組事項	4. 政策評価
関連条項等	基本条例第10条第2項
取組内容	
外部評価結果	・議会は、執行後にその政策等が着実に執行されているかどうかを議会として検証し、決算審査において政策評価を行うこととされているが、これまで本格的な政策評価には取り組んでこなかった。その背景には、政策評価の対象とすべきものが明確に定まっていなかったことが理由として考えられるが、「総合計画」「地方創生総合戦略」など、行政の柱となる計画は、毎年、その対象としてもよいものである。それが困難であれば、行政の行った評価をチェックするという手法もある。また、政策提言書や制定後の政策型議員提案条例の進捗状況を定期的に議会の視点で評価する試みも検討したらどうか。
検証結果	・外部評価結果のとおり
今後の課題	・今後、検討していく。

取組事項	5. 議会事務局の調査及び法制機能の充実
関連条項等	基本条例第19条
取組内容	【基本条例抜粋】 第 19 条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を充実 させるため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。
外部評価結果	・専門的知識、経験を有する職員の育成や採用については、他議会でもうまくいった事例はなく、改善することは難しい。ただし、「休日・夜間議会」の規定とは違い、この機能の充実は必要であり、専門的知見の活用、公聴会制度、参考人制度、議会図書室の充実、政務活動費の有効活用などの方法で代替できるのかを検討しなければならない。また、事務局職員がこの機能の充実に取り組めるよう、職員の業務の見直しを検討したらどうか。
検証結果	・外部評価結果のとおり
今後の課題	・今後、検討すべき課題である。

## 3. 議会基本条例の評価

取組事項	議会基本条例の評価
関連条項等	基本条例第23条
取組内容	
外部評価結果	・評価にあたっては、Plan (計画) ーDo (実行) ーCheck (評価) ーAction (改善) という P D C A サイクルを議会運用の流れの中に位置付けることが必要である。そのためには、「Action (改善)」が必要であり、改善のないマネジメントサイクルはない (評価が意味をなさない) ということを心がける必要がある。・議会改革の要素はあくまでもツール (手段) でしかない。井原市議会が果たすべき役割は、議会基本条例第1条に定められているように、「市民福祉の向上と市政の発展」である。第1条は、条例の目的のため、評価の対象外とした。これは、令和3年の評価対象となるが、4年の任期満了となる時点で、各議員が自己評価をするとともに、成果と課題を整理し、次の任期に申し送りする必要があると考えられる。・条例の改正を実施する時期にきている。条例と現実との間に乖離が見られる規定は、改正すべきであり、その対象は、C評価となった2項目である。ただし、規定が作られた背景を踏まえ、「夜間・休日議会」や「議会事務局の調査及び法制機能の充実」の規定が求めていたことをどのように補完していくのかを検討すべきである。・議員定数や報酬は、結論を出した以上、最低、次の任期中には議論の対象とすべきではない。この結論に対する市民の評価は、選挙でなされると判断すべきである。また、次の課題は「議員のなり手不足」であり、「議員報酬の引き上げ」がその問題の解決に貢献したのかを見極める必要があるとともに、総合的な対策が必要である。・昨年、指摘した災害時におけるルールの策定については、「井原市議会大規模災害等危機管理マニュアル」を定めており評価できる。今後の課題は、このマニュアルに沿って、訓練を行うことによって、災害時に機能するマニュアルとすることである。
検証結果	・着実に取り組んできた。
今後の課題	・今後も、継続して議会活性化に向け取り組んでいく。